

建設工事等に関する不当な働きかけの件数等の公表について (お知らせ)

令和7年4月

長門市企画総務部監理管財課

「長門市建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」第6条の規定に基づき、建設工事等の発注事務に関する事業者等からの不当な働きかけ等の件数及びその内容について、下記のとおり公表します。

記

年 度	件 数	内 容
令和6年度(2024年度)	0件	—

□事業者等

- ・入札参加資格者等、市における建設工事等の発注に何らかの利害関係を有する者をいいます。
- ・「何らかの利害関係を有する者」には、直接的な利害関係を有する者だけでなく、間接的な利害関係を有する家族や知人なども含みます。

□不当な働きかけ等

- ・建設工事等の契約に係る発注事務に関し、公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為をいいます。
- ・具体的には、次に掲げる要求行為をいいます。
 - ①事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
 - ②事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
 - ③非公表又は公開前における、予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、最低制限価格又は総合評価における加算点等に関する情報漏えい要求行為
 - ④入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為
 - ⑤①から④までに掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益もしくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為
- ※設計図書に関する質問、発注事務全般に関する意見書、要望書等の提出、公表若しくは公開された資料の請求又は事実の照会若しくは確認、法令等により認められた権利の行使等については、「不当な働きかけ等」には該当しません。

□「不当な働きかけ等」があった場合の対応

- ①不当な働きかけ等について記録し、監理管財課に報告します。
- ②当該記録は、長門市情報公開条例の規定に基づく開示請求の対象となります。
- ③必要に応じて、働きかけ等の件数及び内容を公表します。
- ④入札参加資格から不当な働きかけ等があった場合は、長門市工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき、指名停止措置の可否を判断します。